

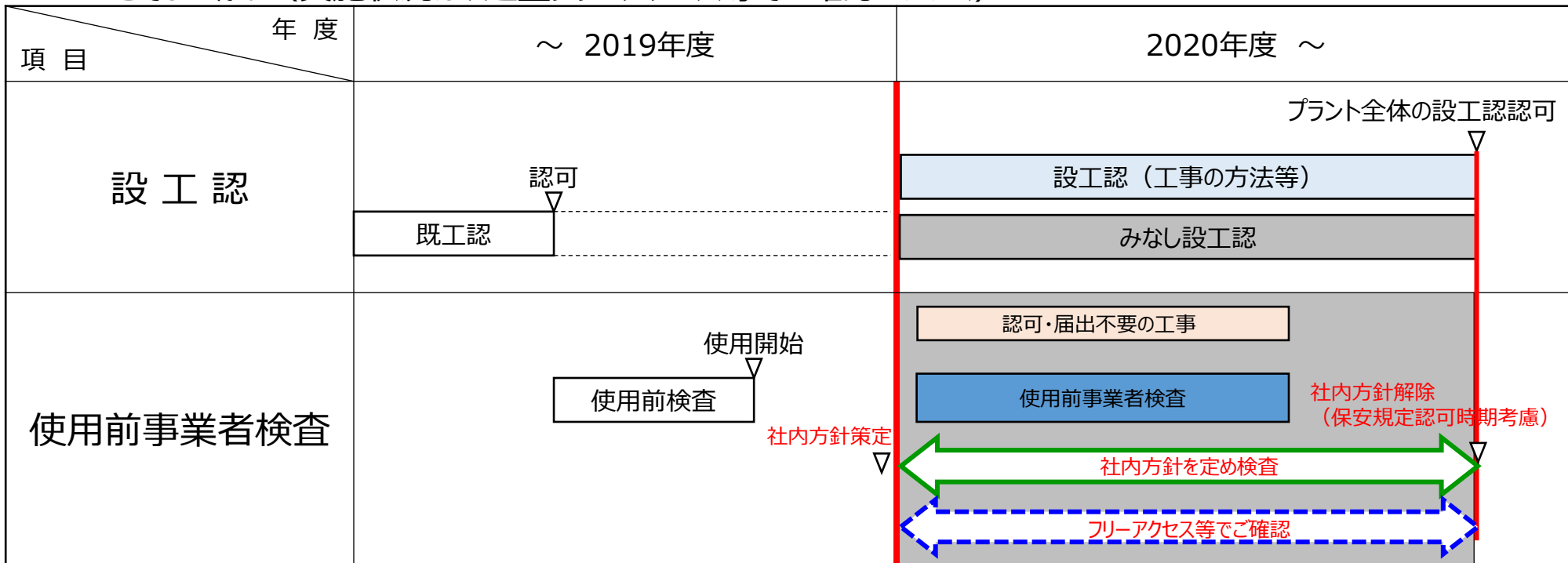
設工認（工事の方法）が認可されるまでの 認可・届出「不要」な工事の使用前事業者検査について

（現行制度下において検査対象外のもの）

＜ご確認事項＞

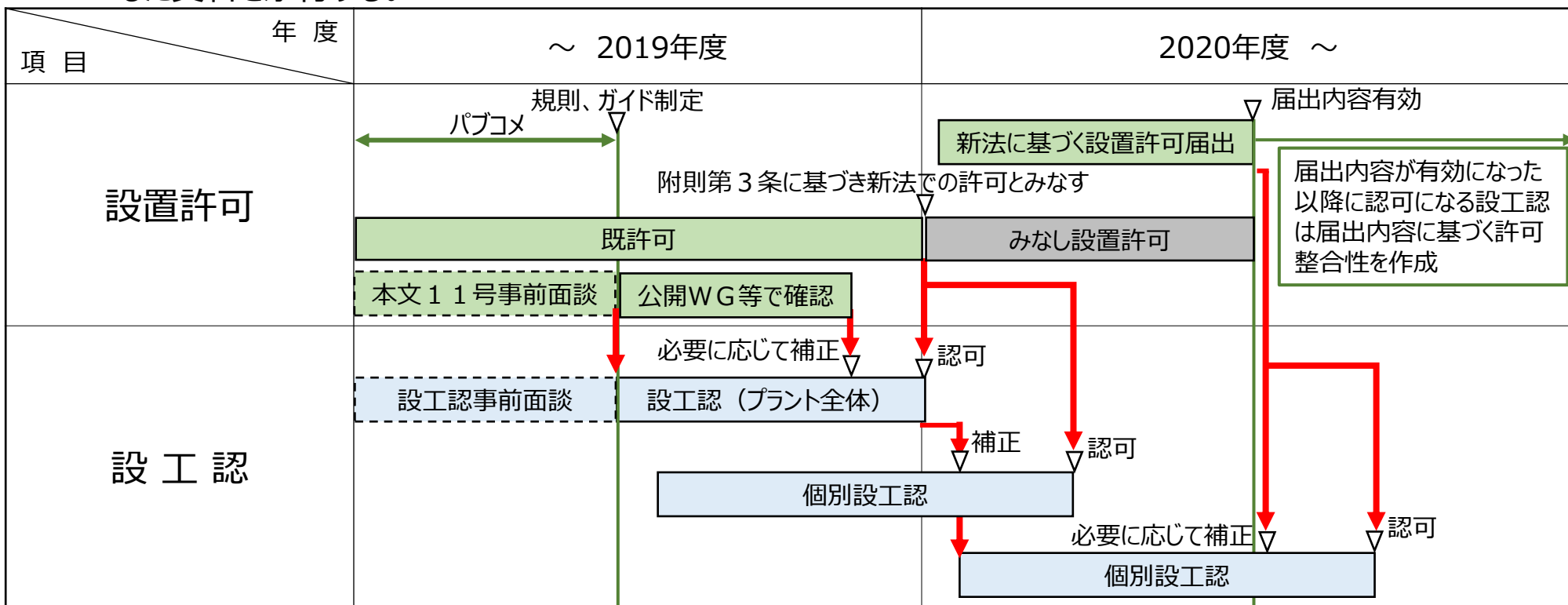
設工認（工事の方法）の認可は、2020年4月1日に限りなく近い時期にいただきたいが、2020年4月～認可されるまでの間において、法附則第3条により、新法の設工認とみなされている既工認に基づき、認可・届出「不要」な工事に対する使用前事業者検査を実施する。

この場合、社内QMS（社内方針等）において設工認申請中の「工事の方法」及び組織的独立性の確保等、使用前事業者検査移行後の運用を予め規定し、当該社内方針等に基づき使用前事業者検査を行うことによいか。（実施状況は、適宜フリーアクセス等でご確認いただく）



新検査制度施行に伴うプラント全体の設工認の申請・認可方法について

- (1) 新法に基づく設置許可届出内容が有効になる前は、本文 1 1 号及び設工認の事前面談内容を踏まえ、新法施行後の許可基準内容を満足する設置許可との整合性を確認した資料を添付し、設工認（プラント全体）を申請する。本文 1 1 号について公開WG等で内容を確認いただき、変更が生じた場合、必要に応じて補正する。
- (2) 法附則第 3 条により、既許可を新法による許可とみなすことに基づき、設工認認可時に法が要求する設置許可との整合性の確認が可能であり、設工認（プラント全体）が認可される。
（4月1日に認可可能である）
- (3) 新法に基づく設置許可届出内容が有効になる前においては個別の設工認は(2)と同様に認可され、新法に基づく設置許可届出内容が有効になった以降、個別の設工認は新法に基づく設置許可との整合性を確認した資料を添付する。



新規制施行前に開始している工事の使用前事業者検査について

<ご確認事項>

H25.7.8以前に着手済みの安全性向上工事は、2020年4月以降も継続して実施し当該設備の設工認認可後、工事記録の確認等により使用前事業者検査を実施する。

使用前確認においても、当該設備の設工認認可後に使用前確認申請を行い、使用前事業者検査をご確認いただく。（現状のSA設備の使用前検査と変わらない運用）

（参考：「使用前事業者検査に関する原子力規制委員会の確認等に係る運用ガイド」抜粋）

2. 使用前確認の実施

(2) 使用前確認の方法

（前略）使用前確認は、検査官が、申請以前の原子力規制検査による確認結果も含め、使用前事業者検査の一連の活動（設工認及び技術基準への適合確認を含む。）を記録等により確認する。

